

秋田市マイタウン・バスの運賃改定（案）について

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率 8%への引き上げに伴い、マイタウン・バスの運賃を増税分の 3%上乗せします。（秋田中央交通(株)の路線バスが、増税分を運賃に転嫁する方針を表明したことから、路線バスの運賃と同等に設定しているマイタウン・バスの運賃も同様とする。）

○運賃改定案

運賃改定については、平成 25 年 10 月 29 日付けの国土交通省通達「公共交通事業における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する基本的な考え方」を基本とし、路線バス運賃と同様に次のとおり算出する。

(1) 算出方法

(現行運賃×108/105) とし、1 円単位を四捨五入

〈計算例〉

現行運賃 190 円 × 108 / 105 = 195 円 → 200 円

(2) 初乗り運賃

160 円 → 170 円

(3) 通学定期券

現行の割引率を 1%拡大

(4) 改定運賃表

別紙のとおり

(運賃値上げ幅は、10 円～30 円となる。)